

年 金 あ れ こ れ

こんなときには届出が必要です

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

受給できるのは、老齢基礎年金や障害基礎年金などですが、いずれも届出を忘れると将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。

厚生年金や共済年金はお勤め先への届出となりますが、国民年金は個人で行う必要があります。

次のようなときは、役場で手続きをしてください。

20歳になったとき

農業・自営業・学生など、厚生年金保険や共済組合に加入していない方が20歳になったとき

会社を退職したとき

60歳前に会社などを退職したり、勤めをやめて国民年金被保険者の配偶者になったとき

収入が増えたとき、配偶者が退職したとき

パート収入などが130万円以上になったり、配偶者が退職したりしたことで、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき

なお、20歳になったとき以外の手続きには、資格喪失証明書や離職票など喪失日が確認できる書類と印鑑が必要です。会社などに勤めている方の被扶養配偶者になるときは、配偶者の勤務先へ届け出てください。

年金の予約相談のご案内

旭川年金事務所では、予約制による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

申込方法・年金相談のご予約は、相談希望日1か月前からお電話または年金相談窓口でお受けしています。

・ご予約の際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、ご相談内容等について確認させていただきます。

予約連絡先・TEL 0166-72-5004 自動音声で案内されますので、音声に従って「2番」を選択
0166-72-5005

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こ れ か ら の 家 庭 教 育

子どもとコミュニケーション

皆さんは、泣かない赤ちゃん＝「サイレントベビー」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。

「手のかからなくて良い子」だなんて思わないでください（気持ちは分かりますが）。この言葉は和製英語で、直訳すると「沈黙の赤ちゃん」となり、「泣かない、怒らない、笑わない」等、感情表現が極端に乏しい赤ちゃんのことをいいます。

親が赤ちゃんをかまうことができない状態が続くと、サイレントベビーになってしまうことがあるようです。感情表現ができないということは、人とのコミュニケーションが苦手になる可能性がとて高くなるということになります。

実際、子どものコミュニケーション能力が低下しているという話を聞いたことがあるのではないのでしょうか。現代は、スマートフォンなどを使って、スタンプ一つで感情の定型文を送ることができてしまう時代です。対話とは、相手に伝える前に自分の感情を整理し、次に相手のことを考えて言葉を選ぶべきものだったはずですが、現代は正確な自分の感情を多少無視して、スタンプに当てはめて遠くにいる誰かに送っているのです。

また、日常会話においても「微妙」「キモッ!」「ウザッ!」などのスタンプが存在します。決まり言葉ばかりを使っていて、正確に自分を表現する言葉を使わないでいると（できないのかもしれませんが）、徐々に自分自身を分析する力と、相手に伝える力を失っていきます。

コミュニケーション能力を磨くには、実際に親が子どもとたくさん対話することです。また、家族だけではなく多くの人と実際に交流することも重要です。決して親自身に教えている意識がなくとも、子どもは学びます。「学ぶ」の語源は「まねぶ」（まねをする）だと言われています。自分と対話する親の姿を見ることで、自分のことはもちろん、周りの人のことを良く考えられるような社会性が身についていくのではないのでしょうか。

